

やまなし 労働

労働
情報誌

YAMANASHI ROUDOU

目次

山梨県 産業労働部 労政雇用課

- 能力開発セミナー
(平成28年12月～平成29年2月 開講分) 2
- 山梨県最低賃金が変わりました! 3
- 「パワー・ハラスメント対策取組支援セミナー」 4
- ストレスチェックの実施はお済みですか 5
- ワーク・ライフ・バランス推進活動支援事業
参加企業紹介 6

2016年 冬号 No.664

～ワーク・ライフ・バランス推進コンサルティング事業～

働きやすい職場環境づくりを応援します!

仕事と家庭生活が両立できる職場づくりは、従業員の働く意欲の増進や生産性の向上に寄与するものであり、優秀な人材の確保にもつながります。

職場における子育てと仕事の両立を支援するため、従業員50人以上100人以下の企業を対象に県が委託した社会保険労務士を無料で派遣します。



【取組内容】

- ・次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定支援
- ・国の認定マーク（くるみんマーク）の取得に向けた支援
- ・就業規則の改正・策定支援（育児・介護休業法に定められた規定の整備）など

社労士の派遣を希望する方はご連絡ください ▶ 問い合わせ先 県労政雇用課 TEL 055-223-1561

中小企業・小規模企業女性活躍推進事業をご利用下さい

女性の活躍推進に向けた中小企業の意識改革を図るため、各企業を社会保険労務士等が訪問し、女性活躍に関する普及・啓発を行うとともに、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定する必要性や利点等を説明します。(派遣 無料)

【取組内容】

- ・H28.4.1から施行された女性活躍推進法の普及・啓発
- ・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定支援
- ・経営者等を対象に女性が活躍できる職場づくりに向けた研修会の実施
- ・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、女性活躍に向けた取組状況が優良な企業を県ホームページや就職応援ナビ等に掲載

社労士の派遣を希望する方はご連絡ください ▶ 問い合わせ先 県労政雇用課 TEL 055-223-1561

「第2回仕事探し応援！合同就職面接会」の開催について

平成29年3月に高校や大学等の卒業を予定している者及び一般求職者の早期就職及び企業の人材確保に向けた支援をするため、「第2回仕事探し応援！合同就職面接会」を開催します。

- ◇日 時 平成28年12月15日(木) 午後1～4時 (受付は午後0時30分～)
- ◇場 所 ベルクラシック甲府3階 グレース (甲府市丸の内1-1-17)
- ◇対 象 者 ・一般求職者、UIJターン希望者及び平成29年3月新規高校・大学等卒業予定者
・山梨県内に事業所・支店があり(予定を含む)、開催日時点において県内を就業地とする有効な求人票が管轄のハローワークに受理されている企業(82社参加予定)
- ◇内 容 (1) 求人企業による企業面談等 (2) 各種相談コーナーの設置
- ◇参加方法 参加対象者は、事前の申し込みは不要です。
- ◇参加費用 無料(交通費等は参加者の負担となります。)
- ◇問い合わせ 県労政雇用課 TEL055-223-1562 FAX055-223-1564

能力開発セミナー（平成28年12月～平成29年2月 開講分）

本セミナーは、働く皆さんの能力開発や企業の人材育成をお手伝いするものです。職業に必要な知識や技能の向上、資格取得等を目的とした講座を実施しています。さらに、能力開発に関する相談も受け付けています。

県立産業技術短期大学校塩山キャンパス TEL0553-32-5202				県立就業支援センター TEL055-251-3210			
コース名	実施月	時間帯	受講料(円)	コース名	実施月	時間帯	受講料(円)
TOEICテストリーディングコース	1・2月	夜	2,100	初心者のためのパソコン講座(第2回)	12月	夜	2,100
県立峡南高等技術専門学校 TEL0556-22-3171				アクセス基礎	1月	夜	2,100
コース名	実施月	時間帯	受講料(円)	アクセス応用	1・2月	夜	2,100
初心者のためのパソコン講座	12月	夜	2,100	年金相談業務講座	1月	夜	2,100
ワード基礎	1月	夜	2,100	アクセスデータベース構築演習講座	2月	夜	2,100
エクセル基礎	1・2月	夜	2,100				
パワーポイント	2月	夜	2,100				
ワード応用	2月	夜	2,100				

※申込受付は、講座開始日の2カ月前からです。あらかじめ、電話等で応募状況を確認してください。
 ※時間帯については、原則として昼：9時～16時/夜：18時～21時ですが、施設・コースによって異なる場合がありますので、よくご確認ください。
 ※このほかの講座情報や、申込方法については、山梨県のホームページをご覧ください。
 → <http://www.pref.yamanashi.jp/sangyo-jin/index.html>

【お問い合わせ先】 県産業人材育成課 人材育成担当 TEL：055-223-1567

平成29年度県立産業技術短期大学校 一般入学試験・前期日程

産業技術の高度化、情報化などが進展する中で、幅広い知識と最新の技術・技能を身に付けた「実践技術者」を育成し、本県の産業及び経済の発展に寄与することを目的としています。ものづくりとホスピタリティを理念として、これまで機械電子、情報、観光分野に多くのスペシャリストをおくり出しています。

- ◇試験日 平成29年2月7日(火) ◇出願期間 平成29年1月10日(火)～1月31日(火)
- ◇試験会場 県立産業技術短期大学校 塩山キャンパス(甲州市塩山上於曾1308)
- ◇応募資格 高等学校卒業者(中等教育学校・特別支援学校高等部を含む。以下同じ)及び平成29年3月高等学校卒業見込者、またはこれと同等以上の学力を有すると認められる者

◇募集科
及び
試験科目

<塩山キャンパス>			<都留キャンパス>		
学 科	訓練期間	一般試験科目	学 科	訓練期間	一般試験科目
生産技術科	2年	数学Ⅰ、面接	生産技術科	2年	数学Ⅰ、面接
電子技術科	2年	数学Ⅰ、面接	電子技術科	2年	数学Ⅰ、面接
観光ビジネス科	2年	コミュニケーション英語Ⅰ・Ⅱ、面接			
情報技術科	2年	数学Ⅰ、面接			

- ◇授業料等 入学検定料：18,000円 入 学 金：県内者169,200円/県外者282,000円
 授 業 料：年額390,000円(4月と10月の2回に分けて納入)
- ◇問い合わせ先 県立産業技術短期大学校 塩山キャンパス 教務学生課 TEL：0553-32-5201 FAX：0553-32-5203

シルバー人材センターをご利用ください

お問い合わせは
シルバー連合会、
もしくは最寄り
のシルバー人材
センターへ



シルバー人材センターでは、高齢者向きのさまざまな仕事をお引き受けします。

- 発注者のみなさま** あなたのまちに住む高齢者の豊かな知識と経験を活かしてみませんか。
- 高齢者のみなさま** 社会のために、自らのためにあなたの豊かな知識と経験を活かしてみませんか。

こんな仕事をしています。

技能分野



一般作業分野



事務分野



管理分野



サービス分野



ボランティア・社会活動分野



センターによりお受けできる仕事異なりますので詳しくは、あなたの町のシルバー人材センターまでお問い合わせ下さい。

- (公社)甲府市シルバー人材センター
TEL 055-222-9488 甲府市相生 2-17-1
- (公社)東部広域シルバー人材センター
●大月事務所 TEL 0554-22-2900 大月市大月町花咲 10
●都留事務所 TEL 0554-45-3500 都留市田野倉 1330
●上野原事務所 TEL 0554-62-4700 上野原市上野原 3757
- (公社)東山梨地区広域シルバー人材センター
●塩山事務所 TEL 0553-32-4110 甲州市塩山下於曾 1704
●山梨事務所 TEL 0553-22-4150 山梨市小原西 955
- (公社)富士五湖広域シルバー人材センター
●東部事務所 TEL 0555-22-9241 富士吉田市小見見 3-11-32
●西部事務所 TEL 0555-72-3548 南都留郡富士河口湖町船津 890
- (公社)峡北広域シルバー人材センター
TEL 0551-25-6300 韮崎市中田町中条 1795
- (公社)峡南広域シルバー人材センター
●諏訪事務所 TEL 0556-22-8701 南巨摩郡富士川町諏訪 655-8
●身延事務所 TEL 0556-62-1165 南巨摩郡身延町梅平 2483-36
- (公社)峡中広域シルバー人材センター
TEL 055-279-6626 甲斐市篠原 2644-3
- (公社)南アルプス市シルバー人材センター
TEL 055-282-6633 南アルプス市飯野 2806-1
- (公社)笛吹市シルバー人材センター
TEL 055-225-6703 笛吹市石和町小石和 751

公益社団法人山梨県シルバー人材センター連合会
 TEL 055-228-8383 甲府市飯田3丁目3番28号スカイハイツ1階
 URL <http://www.sjc.ne.jp/y-rengo/>

山梨県最低賃金が変わりました！

平成28年10月1日から「1時間 759円」です。

「山梨県最低賃金」は、平成28年10月1日から1時間759円(22円の引上げ)に改定されました。特定最低賃金*の適用される労働者を除き、年齢に関係なく、パートや学生アルバイトなど、全ての労働者に適用されます。

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金最低額を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。

※ 特定最低賃金	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	851円	平成28年12月18日
	自動車・同付属品製造業	857円	平成28年12月24日

○最低賃金に関するお問い合わせは、山梨労働局 労働基準部 賃金室へ【055-225-2854】



必ずチェック最低賃金！ 使用者も、労働者も。

平成29年1月1日施行 育児・介護休業法及び男女雇用機会均等法が改正されました

山梨労働局雇用環境・均等室 電話 055-225-2851

妊娠・出産・育児期や家族の介護が必要な時期に、男女ともに離職することなく働き続けることができるよう、仕事と家庭が両立できる社会の実現を目指し、雇用環境を整備するために法律が改正されました。

1. 介護離職を防止し、仕事と介護の両立を可能とするための制度の整備

- 対象家族1人につき、3回を上限として、通算93日まで、介護休業を分割取得することができることとする。
- 介護休暇の半日単位の取得を可能とする。
- 介護のための所定労働時間の短縮措置等を介護休業とは別に、利用開始から3年の間で2回以上の利用を可能とする。
- 所定外労働の免除を介護終了までの期間について請求することのできる権利として新設する。
- 有期契約労働者の介護休業取得要件を緩和する。

2. 多様な家族形態・雇用形態に対応した育児期の両立支援制度等の整備

- 子の看護休暇の半日単位の取得を可能とする。
- 有期契約労働者の育児休業の取得要件を、
 - ①当該事業主に引き続き雇用された期間が過去1年以上あること
 - ②子が1歳6ヶ月に達する日までの間に労働契約が満了し、かつ、契約の更新がないことが明らかでない者とし取得要件を緩和する。
- 特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子その他これらに準ずる者については育児休業制度等の対象に追加する。

3. 妊娠・出産・育児休業・介護休業をしながら継続就業しようとする男女労働者の就業環境の整備

- 妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする、上司・同僚による就業環境を害する行為を防止するため、雇用管理上必要な措置を事業主に義務づける。

詳細は山梨労働局 HP をご覧ください <http://yamanashi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

「平成28年度 年末年始無災害運動」を実施します！！

○実施期間 平成28年12月1日から平成29年1月31日

○運動標語 『 無事故で締めよう 行く年を 無事故を誓おう 来る年に 』

年末年始は、慌ただしく、生活のリズムも変わりやすく、特に、大掃除や機械設備の保守点検・始動等、非常常作業が多くなるため、各事業場や職場では災害防止のための特別な配慮が必要となります。事業者の皆さまには労働災害防止に向けた積極的な取組をお願いします。

※詳細は、山梨労働局労働基準部健康安全課(055-225-2855)にお問合せください。

厚生労働省 委託事業
パワーハラスメント対策取組支援セミナー (参加費無料)

職場でのいじめや嫌がらせ、パワハラは、今日御社で起きるかもしれません。ひとたびパワハラが起こったら、企業は大きなダメージを受けます。起きる前にぜひ対策を！ 対策の必要性はわかるがどう取り組めば良いのかわからない、という推進担当者の方を支援します！

日 時 **2017年1月18日(水)** 14:00~16:00
 場 所 甲府市総合市民会館 大会議室
 受 講 料 無 料
 対 象 企業のパワーハラスメント対策担当者 50名程度 (事前申込制・先着順)
 プログラム パワハラの定義などの基礎講座と参加者グループ討議、質疑応答
 申 込 パワハラ対策情報サイト「あかるい職場応援団」内の「パワハラ対策セミナーのご案内」
<http://www.no-pawahara.mhlw.go.jp/events> もしくは下記の申込受付サイト
<https://pawahara-seminar.jiwe.or.jp/events/view/65>



検索からも

パワハラ対策取組支援セミナー 2016

検索

主催：公益財団法人21世紀職業財団

平成28年度「子ども・若者支援フォーラム」

テ ー マ 「親も幸せ・子どもも幸せ ～絆を深めるコミュニケーション講座～」
 内 容 自分自身の4人の子育て経験と心理学のスキルを融合させた、子育てにすぐ役立つ情報とスキルをお伝えします。
 主 催 公益財団法人 山梨県青少年協会
 青少年育成山梨県民会議事業実行委員会
 日 時 平成29年1月21日(土) 14時00分から15時30分まで
 場 所 山梨県立青少年センター 別館 多目的ホール
 参 加 料 無 料
 参加方法 申込用紙に必要事項をご記入のうえメール・FAXで申込みください。
 ※メール・FAXがご利用になれない方は電話でお申し込みください
 ※申込用紙はHPからダウンロードしてください。



【ジョブ・カード制度】 有期実習型訓練のお勧め

ジョブ・カードを活用したOJT(実習)とOff-JT(座学)を効果的に組み合わせた3~6ヶ月以内の職業訓練。有能な人材を育成したい企業と正社員経験が少ない求職者とのマッチングを促進する国の制度です。

一定の要件を満たしている場合は、キャリアアップ助成金を活用することにより、訓練実施に要するコスト負担を軽減できます。



詳しくは 甲府商工会議所 山梨県地域ジョブ・カードセンターまで
 TEL 055-233-3225

山梨労働局労働基準部 健康安全課からのお知らせ！ ストレスチェックの実施はお済みですか？

○第1回目のストレスチェックの実施期限は11月30日です！

労働者50名以上の
事業場は
実施が義務です！

ストレスチェック制度概要

- 1年以内ごとに1回、定期にストレスチェックを実施※1、※2
- ストレスチェックの検査結果は、実施者等（医師、保健師等）から直接労働者本人に通知（検査結果を労働者本人の同意なく事業者に提供することは禁止）
- ストレスチェックの結果、高ストレス者と評価された労働者から申し出があった場合は、医師による面接指導を実施
- 面接指導の結果に基づき、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、医師から意見を聴取し、必要に応じ就業上の措置を講ずる
- ストレスチェック結果の集団分析及びそれを基にした職場環境改善（この部分は努力義務）

※1 ストレスチェックの実施義務のある事業場：労働者50人以上の事業場

※2 ストレスチェックの対象者：常時使用する労働者

以下の①及び②のいずれの要件をも満たす者が対象です。

- ①期間の定めのない労働契約により使用される者（契約期間が1年以上の者並びに契約更新により1年以上使用されることが予定されている者及び1年以上引き続き使用されている者を含む）であること。
- ②週所定労働時間数が、当該事業場における同種業務に従事する通常労働者の1週間の所定労働時間数の4分の3以上であること。

▶ストレスチェック制度について、詳しくは、厚生労働省ホームページ「[こころの写](#)」で検索を！

監督署への報告をお忘れなく！

▶ストレスチェックと面接指導の実施状況は、毎年、所定様式により、所轄労働基準監督署へ報告が必要です。（報告様式は、厚生労働省ホームページからダウンロードできます。）

ご不明な点は、山梨労働局労働基準部健康安全課（☎055-225-2855）まで

- もしくは、所轄労働基準監督署へ
 - ・甲府労働基準監督署（安全衛生課）☎055-224-5617
 - ・都留労働基準監督署（監督・安衛課）☎0554-43-2195
 - ・諏訪労働基準監督署（監督・安衛課）☎0556-22-3181

石綿（アスベスト）工場の元労働者やその遺族の方々に対する 和解手続きによる賠償金のお支払いについて

石綿（アスベスト）工場の元労働者やその遺族の方々が、国に対して訴訟を提起し、一定の要件を満たすことが確認された場合には、国は、訴訟の中で和解手続きを進め、損害賠償金を支払います。

和解の要件について及び和解により国がお支払いする賠償金の額は疾患の種類や病状によって異なります。

詳細については、下記へご相談ください。

- 法テラス（日本司法支援センター）……HP <http://www.houterasu.or.jp/>
電話 0570-078374（平日9:00～21:00 土曜9:00～17:00）
- 日本弁護士連合会……HP <http://www.nichibenren.or.jp/>

がん患者への就労支援を考える


がんは、現在、生涯のうち日本人の2人に1人がかかり、3人に1人が亡くなる身近な病気であり、働き盛りに「がん」と診断された者にとって「就労」は大きな問題となっています。

がん医療の進歩により、がんになっても仕事を続けながら治療を続けることができる患者が増えています。就労可能ながん患者やがん経験者が働き続けることができるよう、がん患者への治療と就労の両立支援について考えてみませんか。

- ◇日時・場所：平成29年1月25日（水）午後2時～午後4時 びゅあ総合 大研修室（甲府市朝氣1-2-2）
- ◇講演・講師：「がん治療と職業生活の両立を図るための取り組み等について」
秀村 晃生 医師（関東労災病院第三外科部長兼両立支援部長）
- ◇参加費：無料
- ◇申込み：氏名、電話番号、所属（個人の場合は不要です）を記入のうえ、ファックスにてお申し込みください。
県健康増進課 tel:055-223-1497 fax:055-223-1499
詳しくはホームページをご覧ください。
<http://www.pref.yamanashi.jp/kenko-zsn/seizinhoken/ganjyuhou.html#event>

ワーク・ライフ・バランス推進活動支援事業 参加企業紹介 (平成27年度)

この事業は、山梨県が職場のワーク・ライフ・バランスの推進をして取り組む企業に対し、専門家を派遣して支援する事業です。

カトリホーム (株式会社 加取)		会社概要		
		所在地	南都留郡富士河口湖町船津7518	
取り組みのきっかけ		・月例会議等で自己啓発を促すが、なかなか定着しない。 ・若年社員の定着化と生活基盤確立及び中高年社員のさらなる飛躍確立		
取組内容		「ワーク・ライフ・バランス」の取り組みにより、専門家による指導の下、社内の現状分析及び社員一人一人の意識高揚ができた。		
社員の声		・健康管理と業務遂行とのバランス、業務と資格取得挑戦へのバランスの重要性を高めることができた。 ・仕事と生活のバランスの重要性を認識できた。		
効果と課題	<効果>	・自己研鑽が高まり資格取得への挑戦意欲が浸透し、取得成果も出た。 ・会議等を通じて、研鑽事項発表ができるようになった。		
	<課題>	・日常業務に追われるケースが散見されるので、定期的な情報発信により定着化を図る。		

労働関係のトラブルでお困りの方は労働委員会の「あっせん」を御利用ください

使用者と労働者の間で労働関係のトラブルが生じたときには、当事者同士の自主的な話し合いで解決するのが理想ですが、ときにはお互いが感情的になり、話がこじれてしまう場合があります。

そのような場合には、第三者が当事者の間に入って、双方の言い分を聞き、問題点を整理し、中立公正に双方の歩み寄りを促しながら解決に導く「あっせん」が有効となります。

労働委員会のあっせんには費用は一切かかりません。また、第三者として公益委員の他に使用者委員と労働者委員があっせん員となりますので、使用者の方も労働者の方も、安心してあっせんを受けることができます。



労働者委員

労働組合役員など、労働者の代表です。

公益委員

弁護士・公認会計士・社会保険労務士・大学の教授など、公正な立場でサポートします。

使用者委員

企業経営者、使用者団体役員など、使用者の代表です。



あっせんの詳細は、山梨県労働委員会事務局 (TEL055-223-1827) までお問い合わせください。

■お問い合わせ先■ 山梨県産業労働部労政雇用課

tel 055-223-1561 fax 055-223-1564
 e-mail rosei-koy@pref.yamanashi.lg.jp
 ホームページでもご覧いただけます。
 URL <http://www.pref.yamanashi.jp/rosei-koy/index.html>

「やまなし労働」に対するご意見、ご感想をお待ちしております。